

別表六の二(四)

7欄及び15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	:	:	法人名	
-------------	-------------	---	---	-----	--

中 小 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 の 税 額 控 除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表 「1」の合計)	1	円	繰越税額控除の計算に関する明細						
	中小連結法人税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2		前期繰越税額 連結親法人事業年度の月数が 前連結親法人事業年度の月数に 係る前連結	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	17	円			
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	3			当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数	18	—			
	当期税額基準額 (3) × $\frac{20又は30}{100}$	4		7欄 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の9第6項」 ②区分番号に、「10008」 ③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位) を記載してください						
	当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5								
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十七)「28の②」)	6								
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7		翌期繰越中小連結法人	平	平	別表六の二(四)付表二「36」	円	円		
前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (4)又は $(3) \times \frac{30}{100}$ - (5)	8		連結法人税額控除限度超過額の計算	平	平	別表六の二(四)付表二「36」	円	円	
	繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (22)の計	9		平	平	別表六の二(四)付表二「36」	円	円	外	円
	平成21年度分繰越中小連結法人 税額控除限度超過額 (25)の計	10		計						
	平成22年度分繰越中小連結法人 税額控除限度超過額 (28)の計	11		当期分	(2)	(5)		外		
	計 (9) + (10) + (11)	12		合 計						
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (1) ≤ ((19)、(20)又は(21))の場合は0)	13		連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25) - (26)			
繰 越 分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十七)「27の②」)	14		平	平	別表六の二(四)付表三「36」	円	円	外	円
	当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15		平	平	別表六の二(四)付表三「36」	円	円	外	円
	法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16		計						
				当期分	(2)	(5)		外		
			合 計							

15欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「68条の9第7項」
②区分番号に、「10009」
③適用額欄に、当該別表六の二(四)15欄の金額(円単位)
を記載してください

別表六の二(四)

平二十四・四・一以後終了連結事業年度分